あんどう　とし　ひろ

安藤利博

議会報告

第２号
令和３年10月

発行人：安藤利博
〒709-0721　赤磐市桜が丘東 4-4-695
TEL・FAX　086-995-3714
携帯番号　090-7137-6605
E-mail　qqjiteki5963@gmail.com

（議会中継）　（LINE）

令和3年９月　赤磐市議会定例会より

赤磐市教育委員会にもある隠蔽体質

役所には、当たり前のことですが、誤りを犯してはならないという「無謬主義」があります。

しかし、これが行き過ぎると、誤りを認めない、隠す、さらにはその証拠を改ざんすることもあります（森友・加計問題、赤木ファイルが好例）。

いじめによって我が子を失った家族と、教育委員会との争いが絶えないのは、こうした隠蔽体質が背景にあります（下欄は最近半年間の新聞記事です）。

残念ながら、赤磐市教育委員会もこの例外ではないようです。右は私の一般質問への答弁です。

☆いじめによる不登校生徒数は
「個別案件の特定につながり公表出来ない」
☆不登校重大事態件数（文科省発表は 723 件）は
「市町村別件数は公表していない」
☆教育委員会への報告文書の開示請求に対して
開示は黒塗りされた A4、3 枚のみ
☆開示までの日数は 15 日以内とされているが
開示されたのは、引き延ばし限度の 30 日後
☆具体的な事例を挙げての質問には
「個別事案には答えられない」

今から 9 年前に、赤磐市の不登校について特集記事を書いた当時の山陽新聞赤磐支局長が、教育委員会の非協力的態度に憤っておられましたが、隠蔽体質は今も全く変わっていません。

求められる「いじめ防止対策推進法」の再教育

大津の中学生のいじめ自殺を受けて、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。その後、文科省から詳細な対応マニュアルが何度も出されています。ところが学校現場では、この法律の理解がされていません。

「いじめ防止対策推進法」第 28 条は、いじめによる不登校のうち、特に深刻な事態を“重大事態”と規定して、特別な対応を求めています。

しかし、答弁では「いじめが原因の不登校、つまり重大事態の…」とし、いじめ不登校＝重大事態ととらえています。法 28 条の“重大事態”の意味を理解していないことを自ら告白しています。これでは、“重大事態”への対応がされないのも当たり前です。

このままでは、今後もいじめ重大事態が起きかねないし、今現在も起きているかもしれません。

管理職含めた先生の再教育が強く求められます。

4 月 3 日　死亡の中学生　学校でいじめ　両親公表
4 月 16 日　操山高校生自殺で県教委　再発防止策示さず
4 月 23 日　吹田いじめ被害者　指針違反と市提訴
5 月 18 日　熊本いじめ自殺賠償提訴　母ら県など相手取り
6 月 4 日　神戸・第三者委　中 2 自殺「いじめ一因」
6 月 7 日　北海道中 1　部活のからかい放置が自殺一因
6 月 15 日　長崎高 2 自殺第三者委報告　一転今も拒否
6 月 30 日　出水・中 2 自殺和解　市が解決金 200 万円
8 月 19 日　旭川中 2 死亡　母手記公開　市教委と学校批判
8 月 27 日　熊本市、いじめ和解へ　中 2 転落死
9 月 15 日　東京小 6 自殺　初期対応検証　町田市教委聴取
9 月 18 日　山口高専生自殺　いじめは集団いじめ
9 月 22 日　いじめ対応徹底　文科省が要請　東京小 6 自殺受け

桜が丘中央の再開発を

長年の課題である、桜が丘中央の再開発について一般質問で質しました。

いわゆる桜が丘中央の権利関係は、市有地が約 6,700 ㎡、民有地が15,100 ㎡です。民有地は 3 者の共有で、そのうち約 98%が開発した企業の持ち分、残り2%が営業されている2 者の持ち分になっています。

現在、赤磐市と地権者との話し合いが進行中であり、交渉に支障があると困るので、今回は具体的な質問は控えました。

ただ、休業中の店舗跡について、市民に不快感を与えない程度の補修をしてもらうよう、所有者へ市から要請するよう要望しました。

現状は民間の所有者も、桜が丘住民も、赤磐市民も(赤磐市の土地を遊ばせているという意味で)、みんな被害者です。現状を変えられるのは市長しかいません。

現市長は、既に 2 期 8 年が経過しており、もう少し時間を下さい、では済まされない。政治生命をかけて進展を期待している、と市長の決意をお聞きしました。

市長からは「応援メッセージありがとう」との答弁がありました。応援をしたつもりはないのですが・・・。

市役所庁舎の耐震・改修関連予算に賛成討論

9 月議会で最大の争点は、市庁舎の耐震・改修に伴う熊山支所等の改修を含む補正予算でした。

改修予算を削除する修正案が出されましたが、これを否決した後、補正予算について採決した結果 11 対6で可決承認されました。

私はこのような赤磐市の大きな事業で、議員どうし、議会と執行部の対立が起きることを一番懸念していました。

そこで、採決に先立ち、要旨以下の通りの賛成討論をしました。

- 耐震・改修案は 3 年も前に出されており、その時点で方向性をもっと議論しておくべきだった
- 昨年 6 月議会で設計委託料が承認され、すでに耐震・改修計画はスタートしている
- 今更計画を変更すれば、その委託料 1 億 1 千万円が無駄になる
- 新築案では建設地の決定、設計変更等で令和 6 年度中に完成できず、合併特例債が使えない恐れがある(その場合、60 億円が市の負担になる)
- 議会の役割は、最小限の改修に止め、不必要な改修がされないよう中身をチェックすること

「薬剤空中散布中止」の請願に賛成

松くい虫防除の薬剤空中散布中止を求める請願が出されました。

現在、空中散布が行われているのは、井原市と、赤磐市の旧吉井と熊山地区のみだそうです。

“沈黙の春”になるとまでは思いませんが、防除の方法は空中散布から他の方法に変わっているようです。

赤磐市でも、他の方法による松林の保護を考えるべきだと判断し、請願に賛成しました。しかし、採決の結果は賛成少数で不採択になりました。

通所付添サポーター

あまり知られていませんが、赤磐市が熊山の“ハートフル太陽”での入浴のために募集した、通所付添サポーター制度があります。

決算委員会で、登録されているボランティアの人数を聞きました。16 人だそうです。

この制度は、今後の高齢者の移動支援のヒントになる制度だと考えています。

12 月議会では、市民バスについて質問する予定です。

頭の片隅に置いておいてください。